

栃木県生食用食肉取扱施設指導要領

(目的)

第1条 この要領は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準」という。）第1食品の部D各条に規定する生食用食肉の規格基準（以下「生食用食肉の規格基準」という。）及び食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「表示基準」という。）に基づき、食品営業施設において生食用食肉を取り扱うことに対する食品衛生法上必要な指導等について定め、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 営業者 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する営業を営む者をいう。
- (2) 営業所 前号の規定による営業者が営業を営む許可施設をいう。
- (3) 生食用食肉 牛の食肉（内臓を除く。）であって、営業者が生食用として販売又は提供するものをいう。
- (4) 生食用食肉取扱施設 第2号の規定による営業所のうち、生食用食肉の規格基準に規定する加工基準又は調理基準が適用される、次に掲げる施設をいう。
 - ア 生食用食肉として、枝肉からの肉塊の切出し、切り出した肉塊の成形、加熱殺菌等を行う施設
 - イ 生食用食肉の細切、調味、盛付け等を行い販売又は提供する施設

(届出)

第3条 第2条第4号の規定による生食用食肉取扱施設を設置しようとする営業者は、当該施設を管轄する保健所長に、当該施設での加工又は調理の区分に応じた「生食用食肉取扱施設届出書（別記様式第1号、第2号）」及び届出書に記載された添付書類を提出することにより、届出を行うものとする。

- 2 前項の届出をした営業者は、届出書及び添付書類の内容に変更が生じた場合は、当該施設を管轄する保健所長に遅滞なく「生食用食肉取扱施設届出事項変更届（別記様式第3号）」を提出するものとする。
- 3 第1項の届出をした営業者は、生食用食肉を取り扱わなくなった場合は、当該施設を管轄する保健所長に遅滞なく「生食用食肉取扱施設廃止届（別記様式第4号）」を提出するものとする。

(確認済証の交付)

第4条 第3条第1項の規定による届出を受けた保健所長は、当該届出書及び添付書類の内容並びに生食用食肉の規格基準及び表示基準に示された基準への適合状況について、当該施設に対し、必要な調査・確認を行うものとする。

2 前項の届出を受けた保健所長は、前項の調査において、当該施設が生食用食肉の規格基準および表示基準に適合していることを確認した場合には、営業者に対し、加工又は調理の区分に応じた「生食用食肉取扱施設確認済証(別記様式第5号、第6号)」を交付するものとする。

3 第3条第2項の規定に基づく届出事項が、生食用食肉の規格基準及び表示基準に関わる場合は、前2項の規定を準用するものとする。

4 確認済証の交付を受けた営業者は、確認済証を破り、汚し、又は失ったときは、確認済証を交付した保健所長に遅滞なく「生食用食肉取扱施設確認済証再交付願(別記様式第7号)」を提出するものとする。

5 前項の申請書の提出を受けた保健所長は、確認済証の再交付を行うものとする。

6 保健所長は、確認済証を交付した生食用食肉取扱施設について、次に掲げる事項を記載した生食用食肉取扱施設台帳を作成し、管理するものとする。

(1) 確認済証の番号及び交付年月日

(2) 営業者の住所及び氏名

(3) 営業所の所在地及び名称、屋号又は商号

(4) 営業の種類

(5) 営業許可の番号及び年月日

(6) 生食用食肉の取扱内容

(7) 生食用食肉取扱者の氏名、生年月日、資格の種類及び取得年月日等

(確認済証の掲示)

第5条 前条により確認済証の交付を受けた営業者は、確認済証を当該施設の見やすい場所に掲示するものとする。

(監視指導)

第6条 保健所は、生食用食肉取扱施設に対し、「栃木県食品衛生監視指導計画」に基づく定期的な監視指導を実施し、生食用食肉の規格基準及び表示基準への適合状況の確認を行うものとする。

(その他)

第7条 本要領で定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 (2023) 年 3 月 8 日から施行する。